

社会 保 障 審 議 会 (第 2 1 回)

平成 2 3 年 2 月 1 0 日 (木)

1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0

厚生労働省 省議室 (9階)

議 事 次 第

○ 開 会

【厚生労働大臣挨拶】

○ 議 事

1. 会長の選出について
2. 生活保護基準部会（仮称）の設置について
3. 平成 2 3 年度厚生労働省関係予算案の概要について
4. 通常国会提出（予定）法案の概要について
5. 社会保障改革の動向について
6. その他

【大塚厚生労働副大臣挨拶】

○ 閉 会

[配付資料]

- 資料 1 生活保護基準部会（仮称）の設置
- ・ 生活保護基準部会（仮称）の設置について
 - ・ 生活保護制度の概要
- 資料 2 平成 2 3 年度厚生労働省関係予算案
- ・ 平成 2 3 年度 国の一般歳出と社会保障関係費
 - ・ 平成 2 3 年度予算案概要
 - ・ 平成 2 3 年度予算案の主要事項
- 資料 3 第 1 7 7 回国会提出（予定）法案
- ・ 第 1 7 7 回国会提出（予定）法案
 - ・ 第 1 7 7 回国会提出（予定）法案の概要
- 資料 4 社会保障改革の動向
- ・ 社会保障改革の動向について

社会 保 障 審 議 会 委 員 名 簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
伊 豫 雅 臣	千葉大学大学院医学研究院教授
岩 瀬 達 哉	ジャーナリスト
遠 藤 久 夫	学習院大学経済学部教授
逢 見 直 人	日本労働組合総連合会副事務局長
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授
大 森 彌	東京大学名誉教授
加 藤 達 夫	(独)国立成育医療研究センター理事長・総長
河 村 小百合	日本総合研究所調査部主任研究員
見 城 美枝子	青森大学教授・エッセイスト
木 間 昭 子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
西 郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
斎 藤 勝 利	日本経済団体連合会少子化対策委員会共同委員長
齋 藤 英 彦	名古屋セントラル病院長
榊 原 智 子	読売新聞東京本社生活情報部記者
櫻 井 敬 子	学習院大学法学部教授
庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
津 谷 典 子	慶應義塾大学経済学部教授
寺 谷 隆 子	山梨県立大学人間福祉学部特任教授
藤 原 忠 彦	全国町村会長（長野県川上村長）
本 田 勝 彦	日本たばこ産業(株)相談役
森 民 夫	全国市長会会長（長岡市長）
山 崎 泰 彦	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
横 倉 義 武	日本医師会副会長
吉 川 洋	東京大学大学院経済学研究科長
米 澤 康 博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(平成23年2月10日現在 五十音順 敬称略)

第21回社会保障審議会

平成23年2月10日

資料1

生活保護基準部会(仮称)の設置

生活保護基準部会(仮称)の設置について(案)

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

生活保護基準の評価・検証に当たり多面的なアプローチを可能とするよう、速やかに部会を設置して、まずは評価・検証の方法等について議論を開始し、月1回程度での開催を予定している。

また、今秋を目途に平成21年全国消費実態調査の特別集計等のデータがまとまり次第、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証を開始する。

(参考)

○社会保障審議会運営規則(平成13年1月30日社会保障審議会決定)(抄)
(審議会の部会の設置)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第4条まで同じ。)を設置することができる。

○生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

生活保護制度の概要

(1) 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等

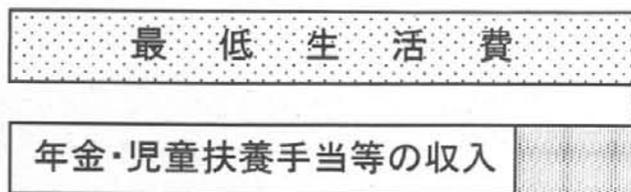


◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

※参考1 被保護者数(福祉行政報告例)

平成22年11月速報	保護人員	198万人
	保護世帯数	143万世帯
	保護率	1.6%

※参考2 生活保護費負担金 3兆円(平成21年度実績、総事業費ベース)
(国3/4、地方1/4負担)

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

(2) 生活保護基準の内容

生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。(生活保護法第8条第2項)

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用(年齢別に算定) ②光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に算定) を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。(障害者加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除

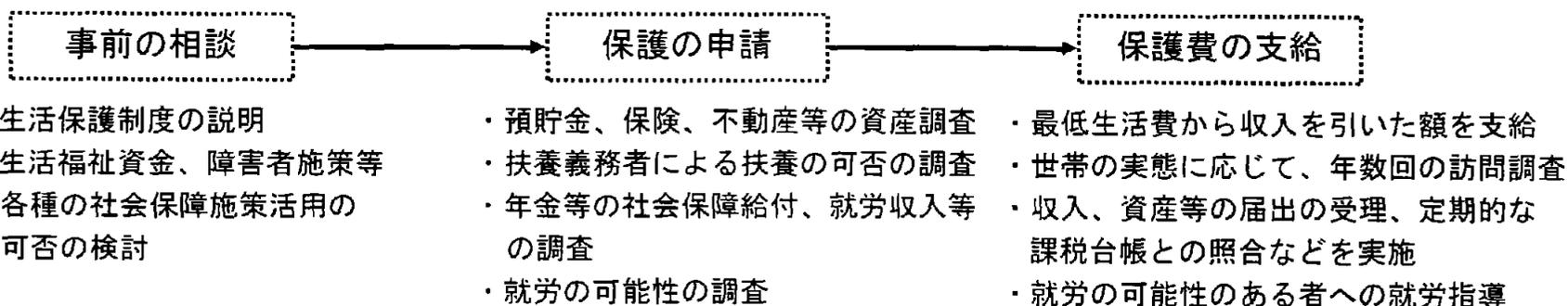
就労収入のうち一定額を控除する仕組みであり、就労収入額に比例して基礎控除額が増える。
(就労収入8,000円までは全額控除、就労収入240,000円で基礎控除額の上限額(33,190円))

(3) 生活扶助額の例 (平成22年4月～)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	175,170円	138,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	193,900円	158,300円

※ 児童養育加算を含む。

(4) 生活保護の手続



(5) 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

第21回社会保障審議会

平成23年2月10日

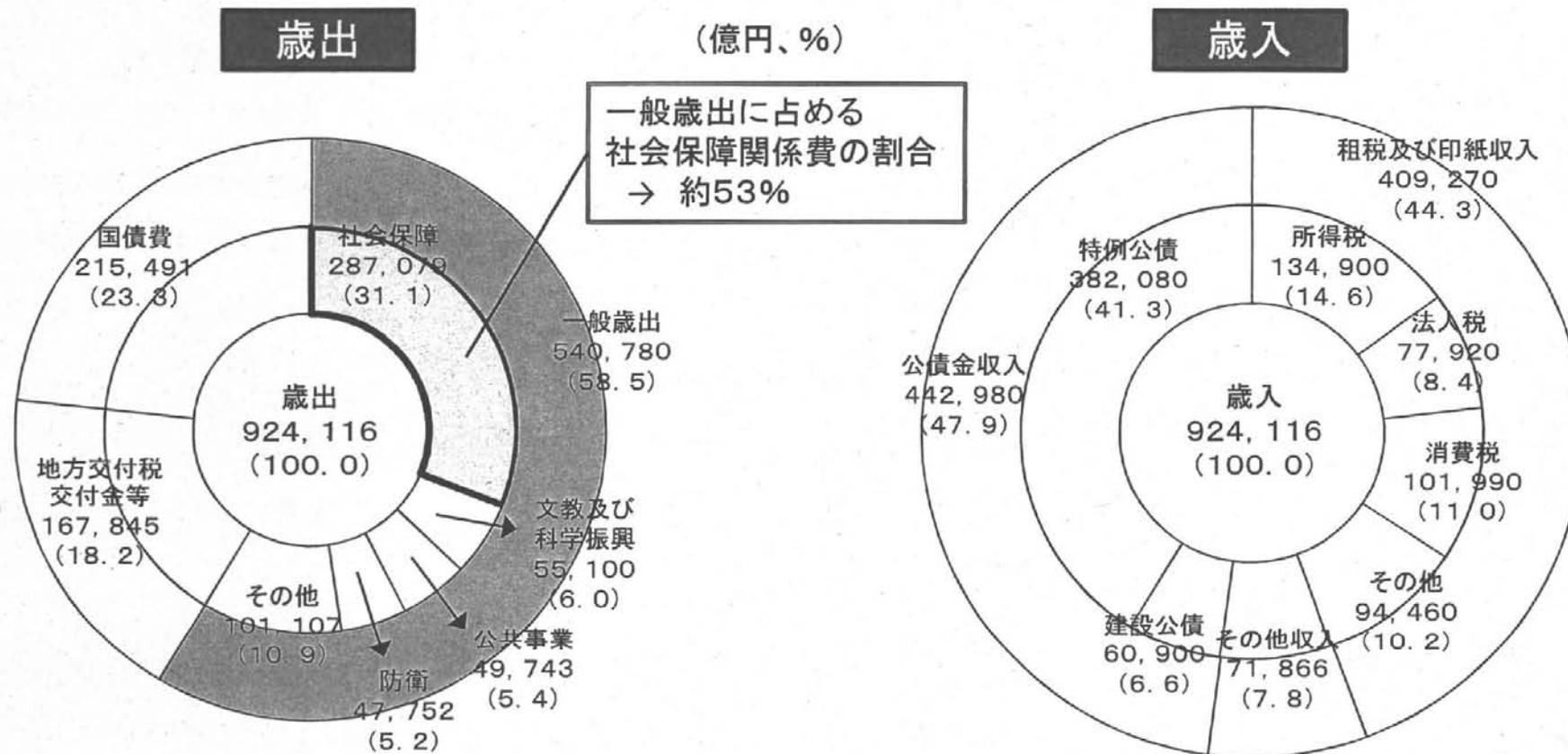
資料2

平成23年度厚生労働省関係予算案

平成23年度 国の一般歳出と社会保障関係費

国の一般歳出の約53%は社会保障関係費

(少子高齢化に伴い、一般歳出に占める社会保障関係費が急増している。)



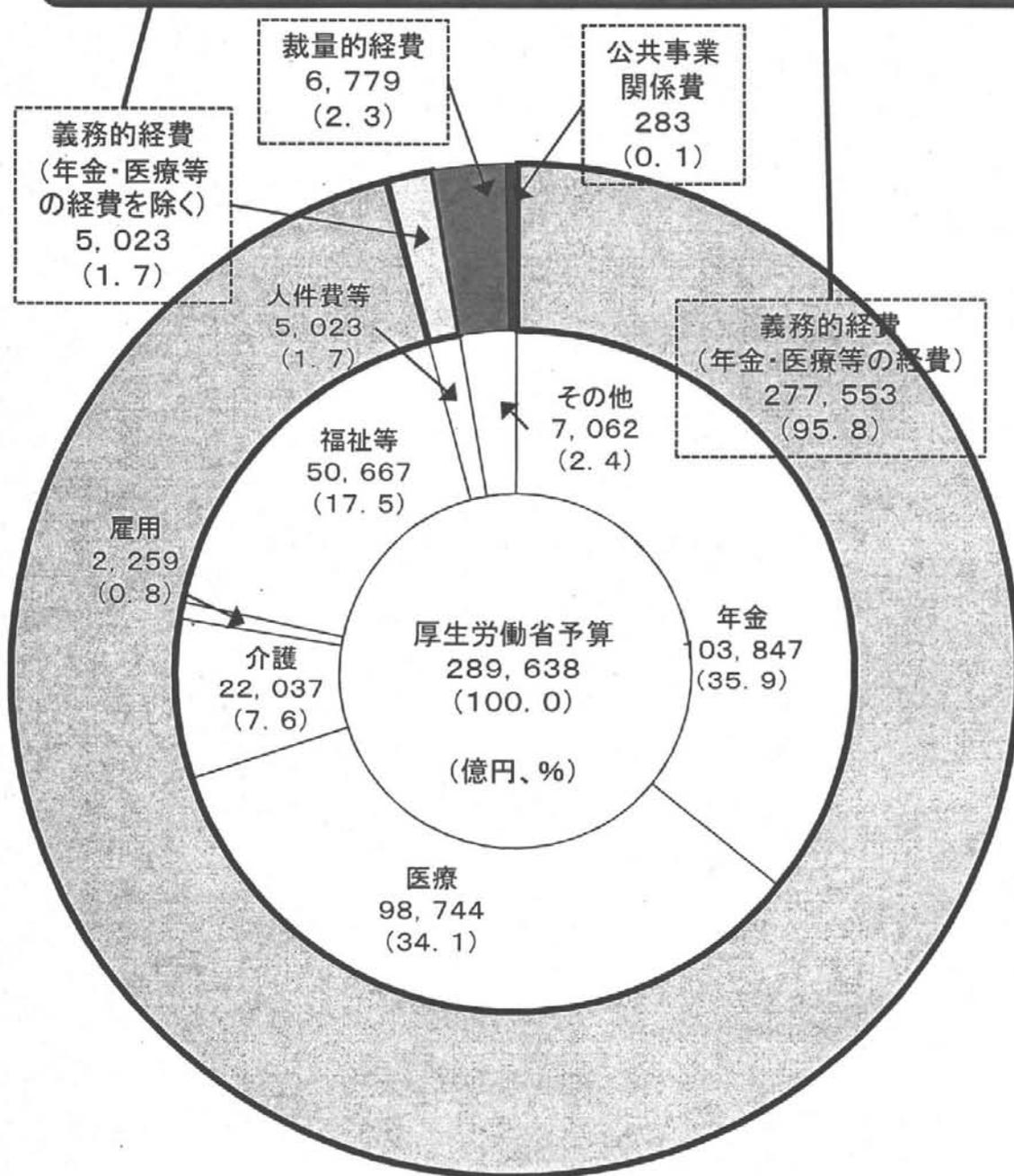
一般歳出に占める社会保障費の割合の推移

(億円)

年度	歳出総額	一般歳出	社会保障関係費
23	924,116	540,780 (100%)	<u>287,079 (53%)</u>
19	829,088	469,784 (100%)	<u>211,409 (45%)</u>
15	817,891	475,922 (100%)	<u>189,907 (40%)</u>

平成23年度 厚生労働省予算の概要

厚生労働省予算の約98%は年金、医療等の給付費の国庫負担などの義務的経費



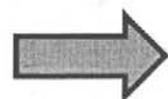
※ 厚生労働省予算は、少子高齢化に伴い、制度改正を行わなくても毎年度増加(自然増)する傾向。

近年の自然増の推移

年度	自然増額(億円)
19	7,450
20	7,200
21	8,700
22	10,800
23	12,400

平成23年度厚生労働省予算案(一般会計)の全体像

(22年度当初予算額)
27兆5,561億円



(23年度予算案)
28兆9,638億円

(対22年度増額)
(+1兆4,077億円)

(単位:億円)

区 分	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
一 般 会 計	275,561	289,638	14,077	5.1%
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
科学技術振興費	1,125	1,090	△35	△3.1%
その他の経費	3,643	3,396	△247	△6.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成23年度厚生労働省予算案(特別会計)の全体像

(単位:億円)

区 分	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 予 算 額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
特 別 会 計	842,693	838,563	△4,130	△0.5%
労働保険 特別会計	53,078	42,569	△10,509	△19.8%
年金特別会計	789,615	795,994	6,378	0.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成23年度 厚生労働省予算案のポイント

【平成23年度予算概算要求時の主な課題】

○子ども手当1.3万円の上積み

①求職者支援制度の創設

②雇用保険国庫負担本則戻し

※ 雇用保険における国庫負担を法律の本則である1/4に戻す。(現在は1/4に55%を乗じた割合)

○基礎年金国庫負担割合の1/2維持

※ 財源については、予算編成過程で検討。

【平成23年度予算案】

○5大臣合意(平成22年12月20日)

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円に増額(+7,000円)
- ・現物サービスを拡充するための新たな交付金(500億円)を創設
- ・所得税の増収分、厚生労働省の平成23年度予算の見直し(200億円)等により財源を確保。所要の法律案を通常国会に提出
など

①雇用保険制度の付帯事業として恒久化。所要の法案を通常国会に提出(平成23年10月施行予定)

②平成23年度においては実施せず、引き続き検討

○平成23年度は臨時の財源(※)を確保し、国庫負担割合1/2を維持

(※) 臨時財源の内訳

- ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金(1兆2000億円)
- ・財政投融资特別会計の積立金・剰余金(1兆588億円)
- ・外国為替資金特別会計の剰余金(2309億円)

・平成24年度以降は、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までについて、基礎年金給付費の2分の1と36.5%との差額を税制抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。

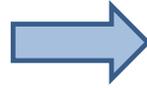


平成23年度予算案概要

厚生労働省

平成23年度厚生労働省予算案(一般会計)の全体像

(22年度当初予算額)
27兆5,561億円



(23年度予算案)
28兆9,638億円

(対22年度増額)
(+1兆4,077億円)

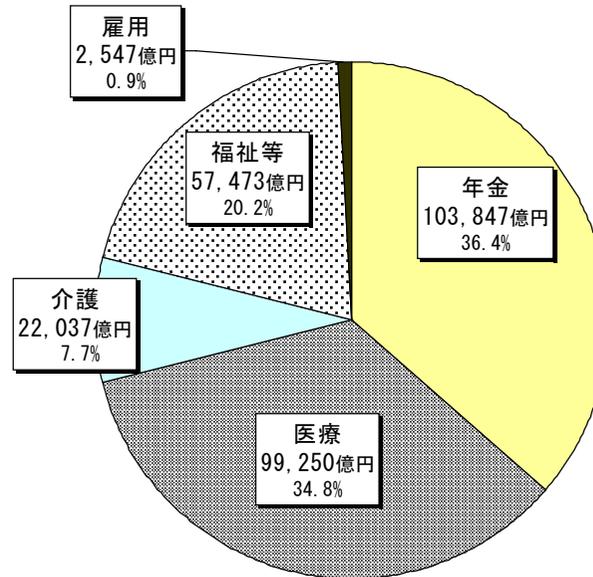
一般会計

(単位:億円)

区 分	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 予 算 案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
一 般 会 計	275,561	289,638	14,077	5.1%
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
科学技術振興費	1,125	1,090	△35	△3.1%
その他の経費	3,643	3,396	△247	△6.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成23年度 厚生労働省一般会計予算案 社会保障関係費の内訳



(単位:億円)

	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算案 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
年金	101,354	103,847	2,493	2.5%
医療	94,594	99,250	4,655	4.9%
介護	20,803	22,037	1,233	5.9%
福祉等	50,780	57,473	6,693	13.2%
雇用	3,262	2,547	△715	△21.9%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

特別会計

(単位:億円)

区 分	平成22年度 予 算 額 (A)	平成23年度 予 算 額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
特 別 会 計	842,693	838,563	△4,130	△0.5%
労働保険 特別会計	53,078	42,569	△10,509	△19.8%
年金特別会計	789,615	795,994	6,378	0.8%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成23年度厚生労働省予算案に盛り込んだ主な施策

子ども・子育て支援

(注) 子ども・子育て支援の予算の全体像については、別紙1 (p.13) を参照

【子ども手当の充実】

【2兆77億円】

○子ども手当に関しては、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）

(注) 給付費総額 2兆9,356億円

○現金給付に関しては、

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給
- ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担
- ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担

○地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける（500億円）

(注) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組を行う。

【待機児童ゼロ特命チーム】

○待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

【総額200億円程度】

- ・平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（再掲、新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、平成22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」（平成23年度末までカバー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てることにより、平成23年度は計200億円程度を措置する。

【不妊に悩む方への特定治療支援事業】 【特別枠】

○不妊に悩む方への治療費助成を充実

【95億円】

- ・医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。
- ・従来1回あたり15万円を年2回、通算5年→1回あたり15万円、1年目は年3回までに対象回数を拡大する（2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない。）。

【育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備】

○「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施

【97億円】

- ・代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う「両立支援アドバイザー（仮称）」（新規）を、都道府県労働局に配置（107人）する。
- ・両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給する。
- ・「イクメンプロジェクト」の実施により、男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

（参考）【平成22年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等

【968億円】

「安心こども基金」を積み増し、平成23年度末まで延長した上で、保育サービス等の充実（保育所等について年間5万人の受入れ定員増等）、すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実、児童虐待防止対策の強化等を推進する。

○妊婦健診に対する公費助成の継続

【111億円】

平成23年度も妊婦が必要な回数（14回程度）の健診が受けられるよう支援。

雇用・労働

(注) 雇用・労働の予算の全体像については、別紙2 (p.14) を参照

【求職者支援制度の創設】

○無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度（求職者支援制度）を創設・恒久化し、成長力を支えるトランポリン型社会を構築 【775億円】

- ・雇用保険（失業給付）を受給できない方々に、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付（10万円/月）を支給する。
- ・ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を実施する。

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 緊急人材育成支援事業の延長 【1,000億円】
雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

【雇用保険の機能強化】

○基本手当の充実と早期再就職のインセンティブの強化 【2,147億円】

- ・基本手当の日額の上下限等を引き上げる。(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)
- ・再就職手当の給付率を引き上げる。
(例 支給残日数2/3以上の給付率：現行 [法律本則30%、暫定措置50%] →60%に引き上げた上で恒久化)

(参考) 平成23年度予算案における労働保険の保険給付等

- 失業等給付費として、2兆298億円（昨年度は2兆6,790億円）を計上。
- 労働者災害補償保険法に基づく業務災害及び通勤災害を受けた労働者に対する保険給付等として9,034億円（昨年度は9,094億円）を計上。

【最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業】 【特別枠】

○最低賃金800円の実現に向けたワン・ストップ相談窓口の設置・助成金制度の創設 【50億円】

- ・賃金引上げに取り組む中小企業の経営面と労働面の相談等にワン・ストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置する。
- ・最低賃金引上げの影響が大きい13業界の全国規模の業界団体が、賃金底上げを図るための取組を行う場合に助成（上限2,000万円、15団体）を行う。
- ・最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、労働能率の増進に資する設備導入等を行う場合に助成（助成率 1/2）を行う(※)。

※ 対象：地域別最低賃金700円以下の34道県、約7,500企業
支給要件：1年当たり40円以上の賃金引上げなど

【若年者の就職促進、自立支援対策】

○新卒者、既卒者の就職支援

【110億円】

- ・新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図る。また、平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増配置（928人→2,003人）した「学卒ジョブサポーター」による高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング等を進めることにより、新卒者・既卒者の就職を支援する。

（参考）【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

○新卒者就職実現プロジェクト

【予備費120億円、補正予算495億円】

- ・「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」）を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長。
- ・補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な方を支援。

<各奨励金の具体的な内容>

- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

【雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化】

○人材ニーズを踏まえ、成長分野における職業訓練を推進

【317億円】

- ・国や各地域に、関係機関による協議の場を設定し、そこでの協議を経て、人材ニーズを踏まえた訓練計画等を毎年取りまとめる仕組みを創設する。
- ・大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、成長分野における職業訓練を推進する。

年金

【年金給付費国庫負担金】

○平成23年度における基礎年金国庫負担割合について、2分の1を維持

【10兆3,755億円】

【年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せ】

○年金記録に関する紙台帳とコンピュータ記録との突合せを促進

【736億円】

- ・被保険者名簿等の紙台帳等とコンピュータ上の年金記録について、高齢の年金受給者等の記録から突合せを進めていく。（全体の約3割）

【新たな年金制度の創設に向けた検討】

○新たな年金制度の創設に向けた検討のため、国民各層の方々との対話、意見聴取等を実施

【1.1億円】

医療・健康

【地域医療支援センター運営経費】 【特別枠】

○医師の地域偏在を是正するため、地域医療支援センターを設置する都道府県を支援 【5.5億円】

- ・地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、都道府県(※)が実施する「地域医療支援センター」の運営について財政支援を行い、各都道府県の医師確保対策の取組を支援する。

※平成23年度は、先行的に、県内医師の地域偏在が大きい、へき地、無医地区が多い等の15の都道府県で実施予定。

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 都道府県を単位とした高度・専門医療、救急医療等の整備・拡充等 【2,100億円】
都道府県に設置されている「地域医療再生基金」を拡充し、高度・専門医療や救命救急センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備・拡充する。

【がん対策の総合的かつ計画的な推進】 【一部特別枠】

○働き盛り世代のがん予防対策など、がん対策の強化・拡充 【343億円】

- ・新たに、大腸がん検診について、働き盛りの世代（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）が無料で検診を受けることができるようにするとともに、女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診推進事業を継続し、市町村のがん検診体制を整備する。
- ・加えて、がん診療拠点病院の機能強化や、総合的な相談支援体制の整備などを図り、がん対策を総合的に強化する。

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 子宮頸がん等のワクチン接種の促進 【1,085億円】
都道府県に基金を設置し、市町村における子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対する財政支援を行い、既存事業の検診と併せ、子宮頸がん予防対策を万全なものとする。

【国民の安心を守る肝炎対策の強化】 【一部特別枠】

○医療費助成や検査の個別勧奨などによる肝炎対策の強化 【238億円】

- ・国内最大級の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎について、引き続き医療費助成を行うとともに、40歳以上の5歳刻みの方への肝炎ウイルス検査受検に関する自己負担の軽減が可能な個別勧奨メニューの追加、適切な治療へつなげるための人材養成など、早期発見・早期治療のための各種施策を強化する。

【HTLV-1対策の強化】

○HTLV-1関連疾患に関する研究の推進 【10億円】

- ・HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）への感染対策と、これにより発症するATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1関連脊髄症）の診断・治療法等に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策の連携により、総合的に推進するため、HTLV-1関連疾患研究領域を創設し、研究費の拡充を図る。

【健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進】 【特別枠】（新規） **【131億円】**

○難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業 **【57億円】**

- ・難病やがん等の疾病の原因解明や診断法・治療法・予防法の開発、再生医療技術の臨床実現化のための研究等を推進する。
※難病に関する研究は、既存の事業とあわせて100億円（うち特別枠20億円）

○日本発のがんワクチン療法による革新的がん治療の開発研究事業 **【13億円（再掲）】**

- ・がん患者が仕事とがん治療を両立できるような日常生活の質の向上に資する新たな治療法として、日本発のがんワクチン療法の実用化に向けた臨床開発研究を強力に推進する。

○世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備事業 **【33億円（一部再掲）】**

- ・ヒトに初めて新規薬物・機器を投与・使用する臨床試験等の実施拠点を整備するため、対象医療機関における人材の確保、診断機器の整備等に係る財政支援を行う。（がん等の重点疾患分野ごとに拠点を選定し、計5箇所を整備する予定。）

○先端医療技術等の開発・研究推進事業（国立高度専門医療研究センター） **【43億円】**

- ・国立高度専門医療研究センターの豊富な症例数、専門性等を活かし、バイオリソース（血液等の生体試料）等の蓄積、先端医療技術等の開発を進めるとともに、知的財産管理のための人材確保を行う。

○日本発シーズの実用化に向けた医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業 **【99百万円】**

- ・日本発シーズ（医薬品・医療機器の候補となる物質・技術等）の実用化に向けて、産学官からなる懇談会を設置し、相談対象範囲の選定等を検討した上で、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等にかかる実質的・実務的な相談（薬事戦略相談）に応じる。

○医療情報データベース基盤整備事業 **【3.7億円】**

- ・全国の大学病院等5箇所に1,000万人規模のデータを収集するための医療情報データベースを構築するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に情報分析システムを構築し、医薬品等の安全対策を推進する。
※基盤整備に必要な経費の1/2を国が負担し、残りの1/2は（独）医薬品医療機器総合機構が負担

○福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 **【83百万円】**

- ・福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等を対象として、臨床的評価や介護保険施設等におけるモニター調査等を実施する。

介護

【地域包括ケアの推進】

○24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の推進【特別枠】【新規】

【27億円】

・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを60か所で実施する等

○介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施【新規】

【9.4億円】

・特別養護老人ホーム、障害者（児）施設や在宅等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の各都道府県における養成を支援する。

（参考）【平成22年度補正予算】

○地域の日常的な支え合い活動の体制づくり

【200億円】

NPO法人、福祉サービス事業者等の協働による、見守り活動チーム等の人材育成、家族介護者支援、地域資源を活用した徘徊SOS等のネットワークの整備等の実施

障害者支援

【障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業】【特別枠】

【100億円】

○障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行や地域生活の支援を充実するため、①地域での安心生活を支援する事業、②在宅の精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）事業、③地域で暮らす場の整備事業を、緊急的かつ総合的に行うこととし、これらの事業に係る経費を支援

① 地域移行のための安心生活支援（新規）【10億円】

市町村で障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成し、それに基づき、夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備するとともに、移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合には、その経費を重点的に支援する。（100箇所）

② 精神障害者アウトリーチ（訪問支援）推進事業（新規）【7億円】

未治療者、治療中断者などの在宅の精神障害者に対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動等を実施する。（25か所（定額補助））

③ 地域で暮らす場の整備促進【83億円】

障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム（都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成）の地域で暮らす「住まいの場」の整備、就労支援等の「日中活動の場」の整備など、障害者が地域で暮らす場等を確保する。

（参考）【平成22年度補正予算】

○ 障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し

【39億円】

施設サービスの昼夜分離や就労支援の充実等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援機器や障害者のための自立支援機器の開発・普及を促進するため、基金の積み増しを行う。

福祉一般・生活保護

【被保護者の社会的な居場所づくりの支援】

○NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもへの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組を推進

【セーフティネット支援対策等事業費補助金（200億円）の内数】

- (例) ・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託
・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託
・生活保護世帯の子どもに対して学ぶ意欲や勉強を教える学習支援事業をNPO法人に委託

【生活保護に係る国庫負担】

○生活保護を必要としている方について適切に保護を行う 【2兆5,676億円】

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施【特別枠】 【100億円】
- 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備【特別枠】 【500億円】
- 「『住まい対策』の拡充」の延長（制度見直し）

【自殺・うつ病対策の推進】

○未治療者、治療中断者などの在宅の精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）を実施するとともに、うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法の普及などの取組を推進 【49億円】

(参考) 【平成22年度補正予算】

- うつ病に対する医療等の支援体制の強化 【7.6億円】

戦没者遺族等の援護

【平和を祈念するための硫黄島特別対策事業】 【特別枠】

○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進 【12億円】

(参考) 【平成22年度補正予算】

- 遺骨帰還事業の推進【一部特別枠】 【6.4億円】

総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)

別紙1

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊娠期・出産等の保健医療、子ども手当の支給、待機児童解消策の推進や仕事と子育ての両立支援など子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

【妊娠期・出産】

【乳幼児期】

【学童期】

○**妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長** **継続**
【111億円(平成22年度補正予算)】
 妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援

○**出産に関わる経済的負担の軽減**
【92億円(平成23年度予算案)】
 出産育児一時金を42万円支給し、妊産婦の経済的負担を軽減 **継続**
※このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)

○**不妊治療への支援** **拡充**
【95億円(平成23年度予算案)】
 配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))

○**周産期医療体制の充実** **継続**
【71億円(平成23年度予算案)】
 総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等への財政支援

○**育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備** **継続**

○**子ども手当の上積み** **拡充** **【2兆77億円(平成23年度予算案)】**
 ・3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円に上積みして支給(引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給)
 ・自治体が現物サービス充実のために使える**新たな交付金制度**を創設(500億円)

○**待機児童解消策の推進** **拡充**
【4,100億円(平成23年度予算案)】
 ・保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大
 ・待機児童ゼロ特命チームの「**国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト**」の具体的施策の実施(総額200億円程度)
※新たな交付金(500億円)と安心こども基金(968億円)により各々100億円程度を実施

○**安心こども基金の積み増し・延長** **拡充** **【968億円(平成22年度補正予算)】**
 ・保育所の整備等
 ・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備
 ・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進

○**児童虐待への対応など要保護児童対策** **継続** **【915億円(平成23年度予算案)】**
 ・こんには赤ちゃん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進

○**ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進** **継続** **【1,887億円(平成23年度予算案)】**

○**小児の慢性疾患等への支援** **継続** **【161億円(平成23年度予算案)】**

○**子宮頸がん等のワクチン接種の促進** **新規** **【1,085億円(平成22年度補正予算)】**
 ・地方自治体における**子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン**の接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)

【97億円(平成23年度予算案)】

厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進(平成23年度予算案等での対応)

別紙2

現下の雇用情勢に適切に対応するため、「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえ、新成長戦略の「ステップ2」を着実に実施し、加えて「ステップ3」として、本格的な「雇用・人材戦略」の推進を図る。具体的には、平成23年度予算案等において、求職者支援制度の創設、新卒者等への就職支援、雇用保険の機能強化や最低賃金の引上げに向けた取組など雇用・労働に係る支援策を充実させ、総合的な雇用・労働政策を推進する。

(注)「実線の枠囲い」は、平成23年度予算案の事業。「点線の枠囲い」は、平成22年度の「経済危機対応・地域活性化予備費」又は平成22年度補正予算において措置済のもの。

雇用を「つなぐ」	<p>○求職者支援制度の創設 新規 【775億円】</p> <p>雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練、訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度を恒久化</p>	<p>○新卒者、既卒者の就職支援 継続 【110億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに学卒ジョブサポーターを配置 ・大学との連携を強化し、求人確保等就職面接会の開催への協力等を推進 ・「新卒応援ハローワーク」や「新卒者就職応援本部(ハローワーク、地公体、労働界、学校等により構成)」の活用を促進 	<p>○パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施 継続 【3.9億円】</p> <p>パーソナルサポートサービスのモデル事業を行っている自治体に、職業相談・職業紹介を行う就職支援ナビゲーター(80人)を配置</p>	
	<p>○緊急人材育成支援事業の延長 補正:1,000億円</p> <p>「緊急人材育成支援事業」を「求職者支援制度」の制度化までの間延長</p>	<p>○新卒者就職実現プロジェクト 【予備費:120億円、補正:495億円】</p> <p>「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を創設(予備費)、平成23年度末まで延長(補正予算)、「既卒者育成支援奨励金」を創設(補正予算)</p>	<p>○パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施 【予備費:29億円】</p> <p>パーソナルサポートサービスをモデル事業として実施</p>	
	<p>○雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化 継続 【317億円】</p> <p>大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、成長分野における職業訓練を推進</p>			
<p>○ジョブカード制度の推進 継続 【107億円】</p>		<p>○女性の就業希望等の実現 継続 【125億円】</p>	<p>○高齢者雇用対策 継続 【303億円】</p>	<p>○障害者に対する就労支援 継続 【233億円】</p>
雇用を「創る」	<p>○重点分野雇用創造事業の拡充 【予備費、補正:各1,000億円】</p> <p>介護等の成長分野における雇用創出・人材育成の取組を平成23年度まで延長</p>	<p>○成長分野等人材育成支援事業の創設 【補正:500億円】</p> <p>健康、環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合の実費を支援(上限20万円)</p>		
雇用を「守る」	<p>○雇用調整助成金 継続 【3,927億円】</p> <p>企業の雇用維持を支援する雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を支給</p>	<p>○雇用調整助成金の要件緩和 【補正:制度見直し】</p> <p>急激な円高の影響により、生産量等の回復が遅れている事業所に対して支給要件を緩和</p>		
<p>○雇用保険の機能強化 拡充 ※拡充効果383億円 【2,147億円(失業等給付費 2兆298億円)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当の日額の上下限等を引き上げる。(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円) ・再就職手当の給付率を引き上げる。(例 支給残日数2/3以上の給付率:現行(法律本則30%、暫定措置50%) → 60%に引き上げた上で恒久化) 				
<p>○最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援 新規 【50億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金引上げに取り組む中小企業の経営面と労働面の相談等にワンストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置 ・最低賃金引上げの影響が大きい13業界の全国規模の業界団体が、賃金底上げを図るための取組を行う場合に助成(上限2,000万円、15団体) ・最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、労働能率の増進に資する設備導入等を行う場合に助成(助成率1/2) 				
<p>○労働者のメンタルヘルス対策の推進 継続</p>			<p>【36億円】 14</p>	

(参考)「元気な日本復活特別枠」の要望

事 項	平成23年度 予算案 (億円)	備考
新卒者就職実現プロジェクト	(120億円) (495億円)	・平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費「新卒者就職実現プロジェクト」 ・平成22年度補正予算「新卒者就職実現プロジェクトの拡充」
地域医療確保推進事業	19	
障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業	100	
24時間地域巡回型訪問サービス・家族介護者支援（レスパイトケア）等推進事業	27	
認知症高齢者グループホーム等防災補強等支援事業	(302億円)	平成22年度補正予算「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援」事業の一部
徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業	(200億円)	平成22年度補正予算「地域支え合い体制づくり」事業の一部
最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業	50	
貧困・困窮者の「絆」再生事業	(100億円)	平成22年度補正予算「貧困・困窮者の「絆」再生事業」
生活・居住セーフティネット支援事業	(500億円)	平成22年度補正予算「生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備」事業の一部
子宮頸がん予防対策強化事業	(1,085億円)	平成22年度補正予算「子宮頸がん等のワクチン接種の促進」事業の一部
働く世代への大腸がん検診推進事業	41	
国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業	35	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	95	
健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	131	
平和を祈念するための硫黄島特別対策事業	12 (6.4億円)	平成22年度補正予算「遺骨帰還事業の推進」事業の一部

第21回社会保障審議会

資料3

平成23年2月10日

第177回国会提出(予定)法案

第177回国会提出（予定）法案

厚生労働省 総計 6件（うち※ 5件、その他 1件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
※	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。	1月28日提出
※	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	新たに戦傷病者等の妻になった者及び戦傷病者等の妻で当該戦傷病者等が平病死したものに対し、特別給付金を支給する。	1月28日提出
※	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の規定の整備を行う。	
※	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案	雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には訓練期間中の生活を支援するための給付を支給する等の所要の措置を講ずる。	

<p>※</p>	<p>雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）</p>	<p>現下の厳しい雇用失業情勢の下において、失業者の就職の促進等を図るため、失業等給付の見直しを行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の改正を行う。</p> <p>高齢者が地域で自立した日常生活を営めるよう、定期巡回・随時対応型のサービスの創設、財政安定化基金の取崩しや介護職員等によるたんの吸引の実施の容認等の所要の措置を講ずる。</p>	
----------	---	---	--

継続法案

厚生労働省 総計 4件 (うち※ 件、その他 4件)

予算 関連	件名	要旨	備考
	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案	独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継させる等の措置を講ずる。	第176回臨時国会に提出
	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案	将来の無年金・低年金の発生を予防し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。	第174回通常国会に提出
	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	新型インフルエンザ等の新たな感染症に対応するため、新たな臨時接種の枠組みの創設等、所要の改正を行う。	第174回通常国会に提出
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。	第174回通常国会に提出

「提出予定」以外の検討中のもの

厚生労働省 総計 4件

1. 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（仮称）
1. 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）
1. 生活保護法の一部を改正する法律案（仮称）
1. 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）

第177回国会提出(予定)法案の概要

厚生労働省

- ※ ① 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案 … 1
- ※ ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案 … 2
- ※ ③ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 … 3
- ※ ④ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案 … 4
- ※ ⑤ 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案 … 5
- ⑥ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称) … 6

(継続法案)

- ① 独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律案 … 7
- ② 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案 … 8
- ③ 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 … 9
- ④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 … 10

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

- (5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(概要)

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するため改正を行う。(平成23年10月1日施行)

1. 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
2. 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※)平病死…障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

【参考】○対象者の推計人数 新規対象者:80人、平病死対象者:7,000人 ○国債費(見込み):5年間で総額3億5,743万円(財務省理財局予算)

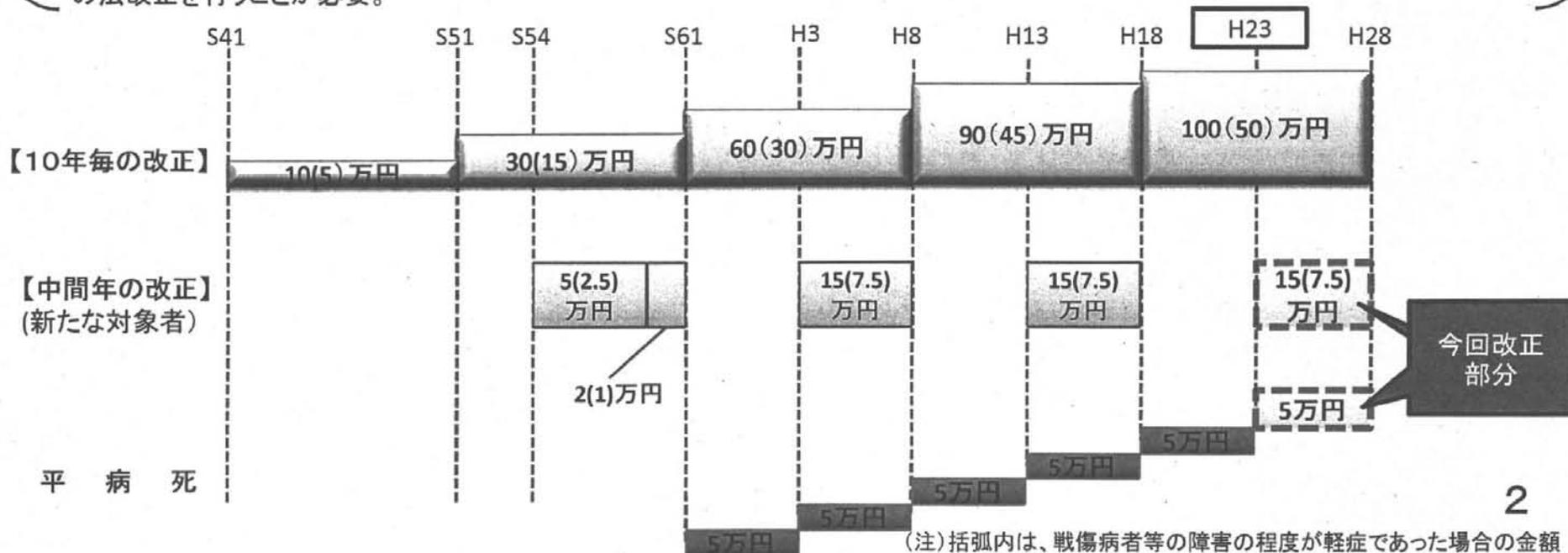
【戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年に制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

これまで、10年ごとに行われてきた法改正(平成8年、平成18年等)の他に、中間年(平成3年、平成13年等)において、新たに対象となった者等に対して特別給付金を支給する改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要。



国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- 平成23年度について、国庫は、臨時の財源により、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。
 - (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金 (1.2兆円)
 - 財政投融资特別会計財政融資勘定の積立金・剰余金 (1.1兆円)
 - 外国為替資金特別会計の剰余金 (進行年度分:0.2兆円)
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
 - 上記の「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。
※平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1

3. 施行日 平成23年4月1日

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認められる者)に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

1. 職業訓練の認定

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(「職業訓練実施計画」)を策定。
- ・ 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定(「認定職業訓練」)。
- ・ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。
- ・ 認定に関する業務は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

2. 職業訓練受講給付金の支給

- ・ 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。
- ・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3. 就職支援の実施

- ・ 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。
- ・ 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。

4. その他

- ・ 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業(就職支援法事業)として行う。
- ・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律案の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き上げる等の改正を行う。

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例)賃金日額の下限額:「2,000円」→「2,320円」に引上げ ⇨ 基本手当日額:「1,600円」→「1,856円」

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

- ・給付日数を1/3以上残して就職した場合:給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))
- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合:給付率30%→50%(同上)→60%(同上)

② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

2. 保険料率の改定(労働保険徴収法)

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ

※平成23年度の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.2%」と告示で規定予定

※平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
 - ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の概要

I 目的

独立行政法人に係る改革を推進するため、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の改正を行う。

II 法案の内容

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正
 - ① 法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する。
 - ③ 新たな組織においては、労使代表を含めた識見を有する者からなる運営委員会や地域における協議会の設置等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとする。
- (3) 勤労者財産形成促進法及び中小企業退職金共済法の一部改正
独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備
 - ① 職業能力開発促進センター等の都道府県への移管については、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引受割合に応じた移管条件（減額譲渡、2年度間の運営経費の高率補助等）を設定する。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用する。

III 施行期日

平成23年4月1日（準備行為等は公布日施行）

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（衆議院での修正後）

（注）本法案は、第176回臨時国会において一部修正の上、衆議院で可決され、参議院で継続審議の取扱いとなった（衆議院での修正箇所は下線部）。

<趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長（2年→10年）し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする（3年間の時限措置）。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者（加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者）について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

2. 確定拠出年金法の一部改正（平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む）

- ① 加入資格年齢を引き上げ（60歳→65歳）、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出（マッチング拠出）を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る（他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。）等、制度運営上の改善を図る。

3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける
（※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている）

4. 施行日

- | | | | |
|-----|------------------------|--------|----------------------|
| 1の① | :平成24年4月1日までの間に政令で定める日 | 1の② | :公布の日 |
| 1の③ | :公布日から2年以内で政令で定める日 | 2の① | :公布日から2年6月以内で政令で定める日 |
| 2の② | :平成24年1月1日 | 2の③及び3 | :平成23年4月1日 |

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する 特別措置法の一部を改正する法律案の概要

法改正の目的

当面の緊急措置として、今回の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にする。

法改正の主な内容

1. 新たな臨時接種の創設：

○基本的な枠組み

- ・「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後生じうる「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応する新たな臨時接種を創設
- ・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した市町村が実施
(国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)

○公的関与

- ・対象者に接種を受ける努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「勧奨」

○健康被害救済の給付水準の引き上げ（政令事項）

- ・公的関与(勧奨)の程度を踏まえ給付水準を引き上げ（現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準）
※併せて特別措置法の健康被害救済(今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種に係る健康被害救済)の給付水準もさかのぼって引き上げ

○実費徴収

- ・低所得者を除き、接種対象者から実費徴収可能

○費用負担割合

- ・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済)

	低所得者減免分			低所得者を除き、 実費徴収可能
	国 1/2	都道府県 1/4	市町村 1/4	
新型インフルエンザ ワクチン接種事業				
新たな臨時接種				

2. 国の責任によるワクチン確保：

政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けた製造販売業者と損失補償契約を締結できることとする。(5年間の時限措置)

3. 施行期日：

1については公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日、2については公布日

※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

← いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・ 製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・ 日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

← 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処

← 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

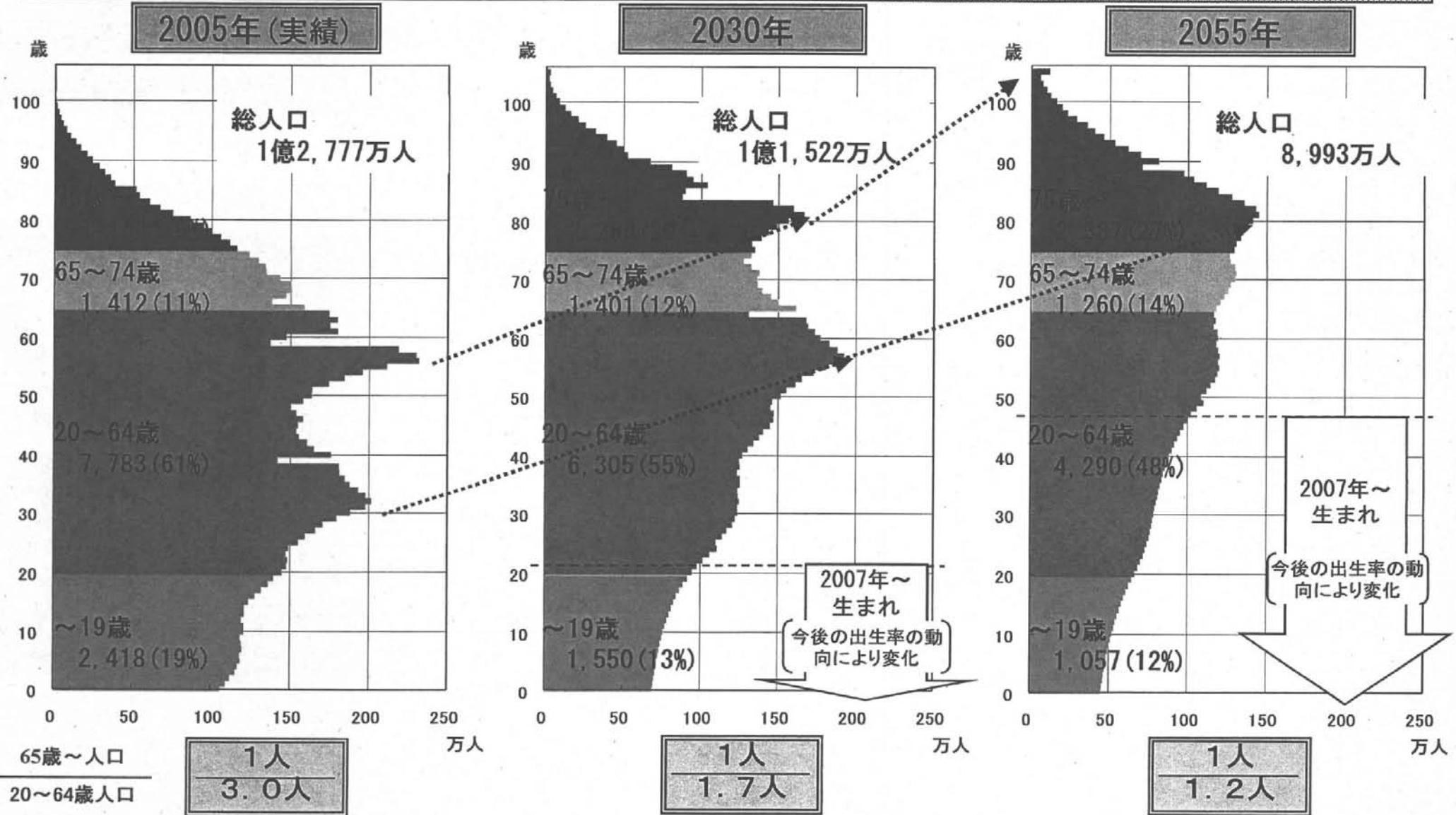
※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))

社会 保 障 改 革 の 動 向

社会保障改革の動向について

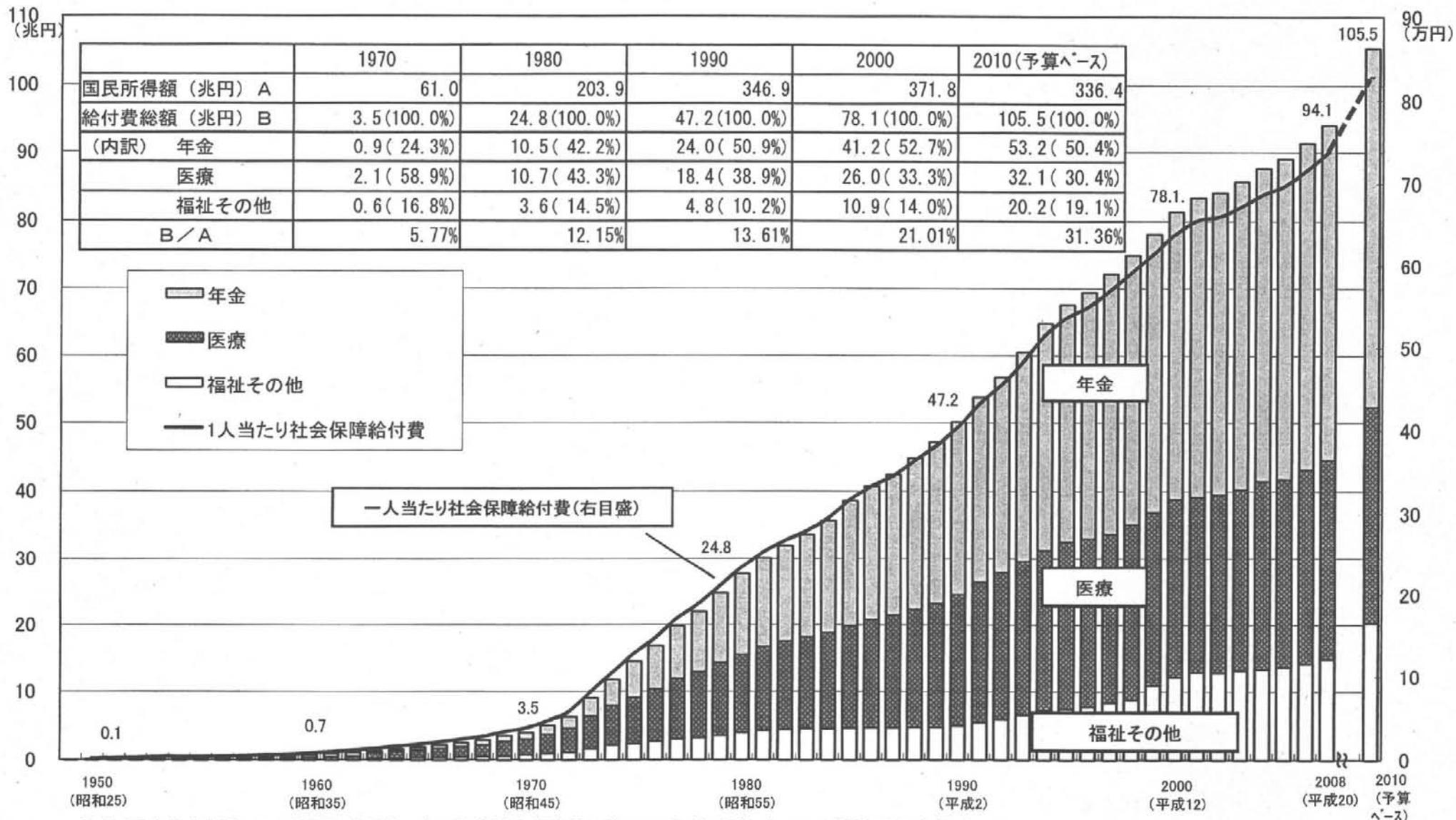
人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055) - 平成18年中位推計 -

○我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



注: 2005年は国勢調査結果(年齢不詳按分人口)。

社会保障給付費の推移



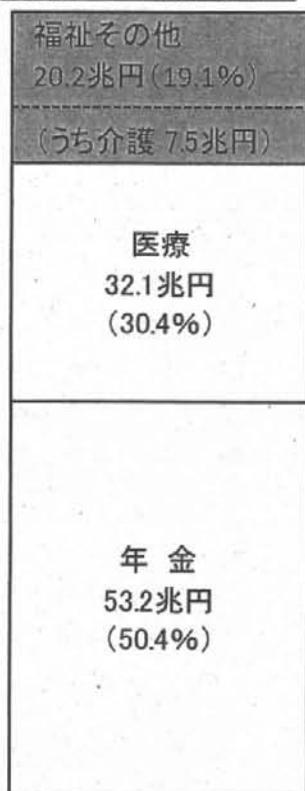
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度社会保障給付費」2010年度(予算ベース)は厚生労働省推計、
 2010年度の国民所得額は平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成22年1月22日閣議決定)
 (注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2010年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。
 (参考) 一人当たり社会保障給付費は、2008年度で73.7万円、2010年度(予算ベース)で82.8万円である。

社会保障の給付と負担

- 社会保障給付費は約105.5兆円(年金が約5割、医療が約3割)
- この給付(105.5兆円)を保険料(約6割)と公費(国・地方)(約3割)などの組合せにより賄う
- 社会保障に対する国庫負担は27兆円を超え、一般歳出の51%を占めている

社会保障給付費(平成22年度予算ベース)

給付費 105.5兆円



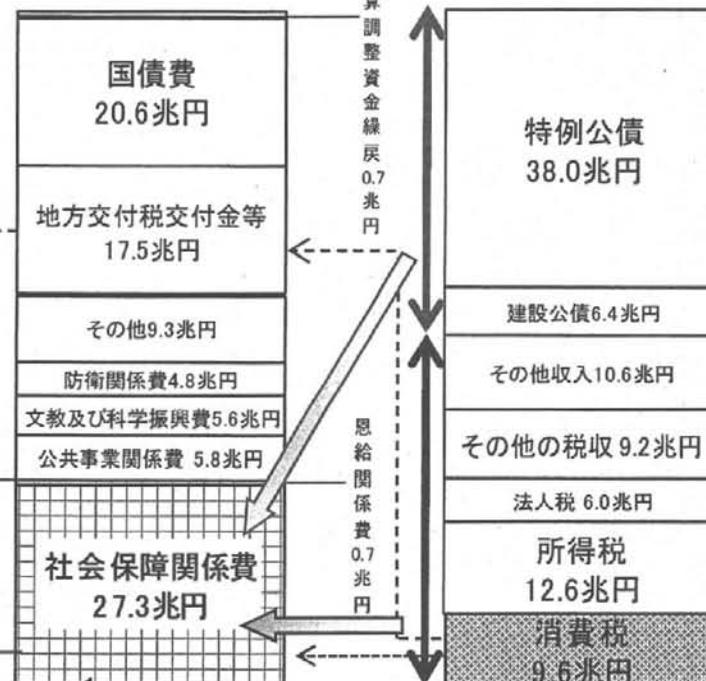
財源 96.1兆円+資産収入



国 一般会計(平成22年度予算)

歳出 92.3兆円

歳入 92.3兆円



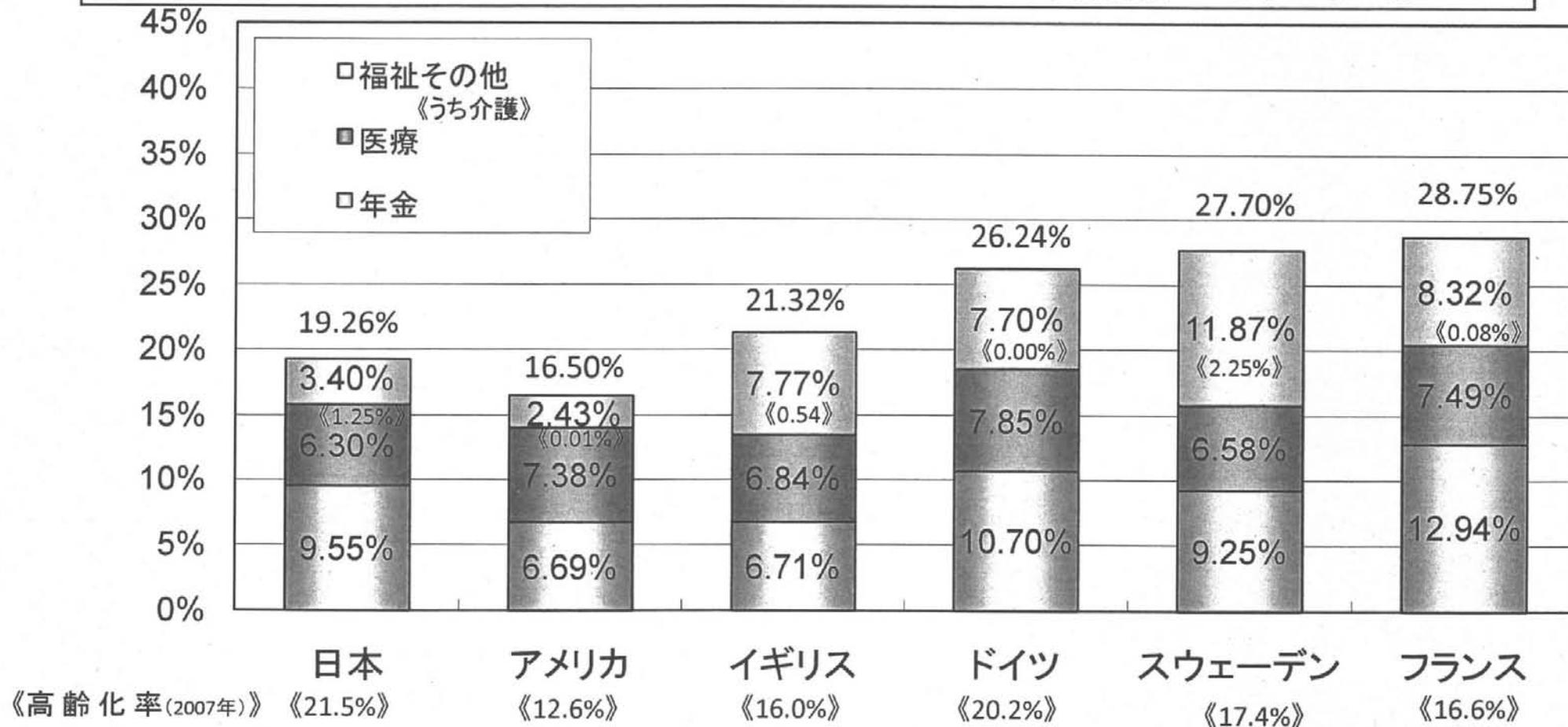
直近の実績値(平成20年度)

- ・ 社会保障給付費 94.1兆円(NI比26.8%)
- ・ 財源構成 保険料 57.4兆円、公費32.7兆円
(ほか資産収入など)

一般会計歳出の29.5%
一般歳出の51.0%

社会保障給付の部門別の国際的な比較(対GDP比)

- 我が国の社会保障給付の規模を部門別に比較すると、
- ・ 年金 — 米英を上回るが、他の欧州諸国をやや下回る規模
 - ・ 医療 — 米国や欧州諸国を下回る規模
 - ・ その他の給付 — 米国を上回るが、欧州諸国をかなり下回る規模 となっている



(注) OECD: "Social Expenditure Database"等に基づき、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室で算出したもの。いずれも2007年。
 OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(公的住宅費用、施設整備費等)も計上されている。
 高年齢化率は OECD: "OECD in figures 2009")

現在の社会保障制度について

○ 現在の社会保障制度は、高度経済成長期であった1960～1970年代にその骨格が完成しているため、以下のような点を前提としておおむね構築されている。

【制度設計とその前提について】

① 正規雇用・終身雇用・完全雇用

→ サラリーマンは職域保険(健康保険、厚生年金)に、その他の者は地域保険(国民健康保険、国民年金)に加入することで、皆保険・皆年金を達成

② 右肩上がりの経済成長

→ 給付の増大については、給与の上昇による保険料収入の増や税収増により賄うことができる

③ 企業の福利厚生の充実、核家族モデル(特に専業主婦)、地域社会のつながり

→ 現役世代については、社会保障制度による対応は補完的
→ 高齢者に対する給付が相対的に手厚くなっている

社会保障制度を取り巻く状況の変化について

- 現在の社会保障制度を取り巻く状況は1960～70年代当時から大きく変化している。
 - ① 雇用基盤の変化(就労形態の多様化)
 - ② 家族形態の変化(単身高齢世帯の増加、離婚の増加に伴うひとり親世帯の増加)
 - ③ 地域基盤の変化(都市化と過疎化の同時進行、地域コミュニティの弱体化、人口減少社会到来)
 - ④ 生活・リスク形態の変化(社会的ストレスの増大、自殺、うつ等の増加)



少子高齢化の進展と経済成長の鈍化により、
社会保障給付費の対GDP比が増加

- 社会情勢の変化に対応し、これまで、年金、医療、福祉など制度ごとに対応を実施してきたが、
- 世代間の給付・負担のアンバランス、ニーズの変化に対応したサービスの充実・強化、縦割り型制度、不十分な貧困・困窮者対策、負担の次世代への先送りといった問題は未解決
 - 問題解決には、財源問題も含めた社会保障制度の一体的・抜本的な改革が必要



改革の全体像を議論するためのポイント

- 経済を支え、経済成長に貢献する社会保障(一人一人の能力を引き出す社会保障＝ポジティブ・ウェルフェア)の構築
- 新たな課題やニーズの変化、各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化
他方、必要な効率化を併せて実施
- 安定的な財源の確保

※これらを一体的、総合的に議論する必要

社会保障改革に係る検討体制

政府・与党社会保障改革検討本部

本部長：菅内閣総理大臣

本部長代理：枝野内閣官房長官

与謝野社会保障・税一体改革担当大臣

(政府側構成員)

片山総務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣、
与謝野内閣府特命担当大臣(経済財政政策、少子化対策)、玄葉国家戦略担当大臣、
藤井内閣官房副長官、福山内閣官房副長官、細野内閣総理大臣補佐官、峰崎内閣官房参与

(与党側構成員)

仙谷民主党代表代行、岡田民主党幹事長、玄葉民主政策調査会長、
小沢民主党社会保障と税の抜本改革調査会会長代理、
平田民主党参議院幹事長、藤村民主党幹事長代理、長妻民主党筆頭副幹事長、
城島民主政策調査会会長代理、一川民主政策調査会会長代理、
下地国民新党幹事長、亀井国民新政務調査会長、田中新党日本代表

社会保障改革に関する有識者検討会

宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授(座長)
駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授(副座長)
井伊雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授
土居丈朗 慶應義塾大学経済学部教授
大沢真理 東京大学社会科学研究所教授

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
藤井官房副長官、平野内閣府副大臣、末松内閣府副大臣
鈴木総務副大臣、小川法務副大臣、五十嵐財務副大臣、
大塚厚生労働副大臣、池田経済産業副大臣、
和田内閣府大臣政務官、細野内閣総理大臣補佐官、
峰崎内閣官房参与
(オブザーバー)
古本民主党税制改正PT事務局長
大串民主党社会保障と税の抜本改革調査会事務局長
亀井国民新政務調査会長

社会保障改革に係る最近の検討経過

時 期	概 要
平成22年 10月28日	第1回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・今後の進め方
11月 9日 ～ 12月 8日	社会保障改革に関する有識者検討会 (第1回) ・社会保障の現状と課題 (第2回) ・社会保障改革に関するこれまでの主な議論 ・社会保障の財源と財政運営戦略 (第3回) ・社会保障を支える税制 ・相対的貧困と財政、雇用 (第4回) ・社会保障改革の具体的内容に関するこれまでの議論 (第5回) ・報告書とりまとめ
12月10日	第2回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」の報告 ・「社会保障改革に関する有識者検討会報告」の報告 ・本部決定
12月14日	閣議決定
平成23年 1月21日	第3回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・「社会保障改革に関する集中検討会議」の設置について
1月31日	第4回 政府・与党社会保障改革検討本部 ・社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針決定 ・「社会保障改革に関する集中検討会議」の人選について
2月5日	第1回 社会保障改革に関する集中検討会議 ・今後の進め方

社会保障改革の推進について（平成22年12月14日閣議決定）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

安心と活力への社会保障ビジョン

1 現行社会保障制度と改革の課題

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 日本社会の現状と社会保障改革の課題

日本の社会保障の発展

- ・日本の社会保障は、男性世帯主の安定的雇用(「雇用を軸にした安心社会」)を前提に、これを補完する役割を担ってきた
- ・支出面で増大してきたのは年金
- ・子育て・介護は女性に依存

社会の変化と社会保障の機能不全

変化

- ・グローバル化、非正規雇用の増大
- ・家族、地域の変容

機能不全

- ・現役世代の生活リスクに社会保障が対応できない
- ・高齢世代も社会保障が幸福感に結びつかず

ビジョンから行動へ

これまでより国民の人生の可能性を高める、新しい社会保障と日本社会のあり方を展望

新しい社会保障の設計にあたり、超党派的議論の蓄積をふまえて、負担のあり方も含めた改革のビジョンを示す

・ビジョンは多くの国民の納得と合意で力に
・多くの国民の参加を得ながら、ビジョンを実行へ

(2) 社会保障改革の可能性 いかなる日本を目指すのか

参加と包摂の日本

貧困と社会的排除をなくし、皆が各々の出番をもつ

つながりと居場所のある日本

家族や地域を甦らせる

活力ある中間所得層の再生

中間層の疲弊に対処

アジアのなかの安心先進国

共通の問題を解決する道筋を示す

責任を分かち合う日本

次世代に負担を押し付けることなく、各自の責任を果たし、支え合っていく覚悟と合意(社会契約)

(3) これまでの社会保障改革論議の総括

社会保障国民会議(H20)、安心社会実現会議(H21)等の議論の蓄積を尊重しつつ、新たな視点からの検証も加えて、議論を発展

(4) 改革の方法と選択肢

雇用、教育と連携するシステム改革

雇用、教育、社会保障の3つの政策分野が一体となって支える

国民と共にすすめる改革

客観的で分かりやすく整理された情報を提供し、国民の理解を得ながら進める改革

社会保障諮問会議(仮称)

社会保障を政争の具とせず、与野党議員等で構成される常設の会議体を速やかに設置

安心と活力への社会保障ビジョン

2 社会保障改革の3つの理念と5つの原則

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 3つの理念

参加保障

・国民の社会参加を保障し、社会的な包摂を強めることを目指す

普遍主義

・すべての国民を対象
・国、自治体、NPO等の多様な主体が協力

安心に基づく活力

・社会保障と経済成長の好循環を目指す
雇用と消費の拡大
国民の能力開発
相互信頼の増大 など

(2) 5つの原則

① **切れ目なく全世代を対象とした社会保障** … 主に高齢世代を給付対象とする社会保障から全世代対応型の保障への転換

② **未来への投資としての社会保障** … 子ども・子育て支援等を中心に、未来への投資としての性格を強める

③ **地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多様な供給体制(現物給付)**

… 社会的包摂のため、支援型サービス給付の役割を重視。自治体がNPO等とも連携しつつ、住民の声に耳を傾けてサービスを提供

④ **縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援**

… 縦割りの制度を越えて、ワンストップサービス、パーソナルサポートを提供

⑤ **次世代に負担を先送りしない、安定的財源に基づく社会保障**

… 現在の世代が享受する給付費の多くを後代負担につけ回している現状を直視し、給付に必要な費用を安定的に確保

(3) 理念と原則を踏まえた改革の各論

(例示)

- ① 所得保障・年金 … 改革についての超党派的議論、基礎年金国庫負担、働き方等への中立性、最低保障機能
- ② サービス保障 医療・介護 … 機能分化の徹底と集約化、医療・介護・福祉の連携、プライマリ・ケア
- ③ 子ども・子育て支援 … 「子ども・子育て新システム」の検討
- ④ 格差・貧困対策 … 社会保障の再分配機能強化と、雇用・教育・地域・税制等の諸政策の連携

安心と活力への社会保障ビジョン

3 社会保障改革の枠組み

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 社会保障負担のあり方

① 「負担」とは何か

公的な給付と負担が少なければ私的な給付と負担が増大。公的負担と私的負担のバランスについて国民的合意を急ぐ必要

② 負担と給付をめぐる歪みの是正を

現役世代で見返り感が乏しいまま負担感が増し、制度不信が高まっている。新しい状況に沿って、負担と給付の関係を調整する必要

③ 将来世代への先送りを見直す

高齢者3経費(年金・医療・介護)については、消費税収との差額が公債依存を通して将来世代に先送りされていることを自覚する必要

④ 社会保険の揺らぎを税負担で補完を

財源の約3分の2を占める社会保険料負担について、非正規化等の状況を踏まえ、逆進性などのあり方を点検し、必要な税財源を確保

⑤ 社会保険制度を中核に

社会保険は、負担と給付の関係や加入者相互の連帯が見えやすい制度。加入基盤の拡大や女性の就労インセンティブを弱める要素の見直しが必要

(2) 信頼醸成への道

- 1 社会保障制度そのものが多くの国民のリスクとニーズにかみ合うこと
- 2 社会保障と税にかかわる番号制度、消費税の用途の限定 → 負担が公平に分担され、無駄なく活用されること
- 3 自治体への権限付与等による、分権型の社会保障への転換を進めること

(3) 社会保障強化と財政健全化の同時達成

○ 社会保障強化だけを追求すれば、いずれ機能停止
○ 財政健全化のみを目的に社会保障の質を犠牲にすれば、社会の活力を引き出せない

⇒ 社会保障強化と財政健全化の同時達成が必要

⇒ 明日へと続く社会のため、次世代につけを先送りしない社会保障

安心と活力への社会保障ビジョン

4 社会保障改革を支える税制のあり方

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

(1) 税の再分配機能と所得・資産課税の重要性

- ・必要な税財源を確保して社会保険の揺らぎを補完し、社会保障制度の維持と機能強化を図ることが必要
- ・個人所得課税や資産課税において、所得再分配機能を強化

(2) 人口構造・雇用・経済環境の変容のなかでの消費税の基幹性

- ・特定の世代に負担が偏らず、広く薄く全世代が負担
- ・景気変動によって税収が左右されにくい安定財源
- ・できる限り経済に対して中立的な負担
- ・逆進性については、消費税収を再分配効果の高い社会保障給付に充てること等によって解消

(3) 消費税の使途明確化の必要性

- ・官の肥大化には使わないなど、H21年度税制改正法附則104条や「中期プログラム」の考え方を発展させ、消費税を社会保障目的税とすることも含め、区分経理を徹底するなど、消費税の使途を明確化すべき

(4) 社会保障改革とそれを支える税制改革の一体的実施

- ・高齢者3経費と消費税収の差額(9.8兆円)や、社会保障の国庫負担のうち後代につけ回されている部分(10兆円超)は今後さらに増大。全世代型の社会保障への刷新をすすめる費用等も必要(社会保障の機能強化のための追加費用として2015年度7.6~8.3兆円、2025年度19~20兆円の公費財源が必要)
- ・将来的には、社会保障にかかる公費全体について、消費税を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障をより一層安定
- ・政府はできるだけ速やかに、社会保障制度と消費税を含む税制の一体的改革の具体案を作成すべき

(5) 基礎年金国庫負担1/2確保のための安定的財源の確保

- ・厳しい国家財政の下で臨時財源による対応には限界。速やかに税制抜本改革の中で必要な安定財源を確保すべき

(6) 地方の税源確保

- ・社会保障改革を支える税制改革のためには、地方自治体の社会保障負担に対する安定財源の確保が重要な目標
- ・税源の偏在性が少なく、安定的な税財源を確保することが必要であるとともに、自治体の課税自主権の拡大・発揮についても検討すべき

安心と活力への社会保障ビジョン

5 持続可能な希望のもてる日本へ

社会保障改革に関する有識者検討会報告(概要)

機能強化に向けた当面の優先課題

子ども・子育て支援

「子ども・子育て新システム」の実現への着手

雇用

新規学卒者と若年層のための就労支援体制の強化

社会保障諮問会議 (仮称)

与野党の国会議員や有識者で構成する「社会保障諮問会議」(仮称)の設置を急ぎ、合意を形成

中規模の高機能な社会保障体制へ

- 社会保障の機能強化と財政健全化の同時達成・同時追求こそ、すすむべき道
- 目標とする負担と給付の水準は、国際比較の観点からすれば、「高福祉高負担」ではなく「中福祉中負担」
- 社会保障給付を徹底して切り下げる「低福祉低負担」のシナリオは、責任ある選択肢とは言えない

社会保障改革の
当面の目標

中規模の高機能な社
会保障体制

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針概要 ①

— 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —

理念

番号制度

- 複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤
- 国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段

- ①より公平・公正な社会の実現
- ②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- ③行政に過誤や無駄のない社会の実現
- ④国民にとって利便性の高い社会の実現
- ⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

番号制度に必要な3つの仕組み

付番

新たに国民一人ひとりに唯一無二の民・民・官で利用可能な見える「番号」を最新の住所情報と関連づけて付番する仕組み

番号制度

情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み

本人確認

個人や法人が「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主であることを証明するための本人確認(公的認証)の仕組み

国民が自己情報を確認し、行政機関等からのサービスを受けられるようにする

- インターネット上にマイ・ポータル(仮称)を設置

- ・自己情報へのアクセス記録の確認
- ・行政機関等からの情報提供によるサービス享受



個人情報保護の方策

- 具体的方策について、今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討を進める
 - ①自己情報へのアクセス記録の確認を法的に担保する規定の在り方、②第三者機関の在り方、③「番号」の目的外利用・提供の制限を明示、④関係法令の罰則の強化、⑤プライバシーに対する影響評価の実施とその結果の公表を行う仕組み
- 特定の分野(例えば金融、医療等)については、法律上措置すべき個人情報保護方策の有無等につき、個人情報保護WGにおける検討を踏まえ、当該制度を所管する主務官庁において今年5月を目途に一定の結論を得るよう検討

今後の進め方

- 番号制度創設推進本部の設置(国民の理解を得ながら導入を推進)
 - ・全国47都道府県でシンポジウムを開催(平成23年度(2011年度)~24年度(2012年度))
- 地方公共団体等との連携
 - ・地方公共団体等の実情を踏まえながら、番号制度の実現に向けて議論・検討
- 法制の整備
 - ・内閣官房で「番号法(仮称)」を整備、関係府省で関係法律の改正等を実施
- ワーキング・グループの設置
 - ・「個人情報保護WG」及び「情報連携基盤技術WG」の設置
- 番号制度の導入に係る費用と便益
 - ・より精緻な費用の試算、番号制度導入の便益をわかりやすく国民に明示

今後のスケジュール

平成23年(2011年)1月	基本方針
3月~4月	「社会保障・税番号要綱」(仮称)の公表
6月	「社会保障・税番号大綱」(仮称)の公表
秋以降	可能な限り早期に「番号法(仮称)」案、関係法律の改正法案を提出
※番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わりが以下を目途とする	
平成26年(2014年)1月	第三者機関設置
6月	全国民に「番号」配布(ICカードの国民への配布を検討)
平成27年(2015年)1月	税務分野等のうち可能な範囲で利用開始
以降	段階的に利用範囲を拡大

付番

○「番号」に何をを使うか

- 個人:住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号
※「番号」の名称は国民の公募により決定
- 法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を活用した番号

○「番号」は誰に付番され、どの機関が付番を担うか

- 付番機関については「歳入庁の創設」の検討を進める
- 個人:住民票コードの付番履歴を有する日本国民及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民
※当分の間、付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は総務省
- 法人:商業・法人登記の申請に係る会社法人等番号を有する法人、法人税の納税義務を有する人格なき社団等
※当分の間、付番を担う機関の所管は国税庁

○「番号」を利用できる分野

- 年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野
- ※各分野で利用されている既存の番号が当分の間並存

情報連携

○情報管理

各府省等のデータベースによる分散管理方式

○情報連携の範囲

- ・「番号」と紐付けされた情報の最新化を図る仕組みについて検討
- ・利活用のための情報連携
年金、医療、福祉、介護、労働保険の各社会保障分野、国税及び地方税の各税務分野
※将来的に幅広い分野での活用等も配慮したシステム設計を行う
- ・情報連携基盤
情報連携基盤技術ワーキンググループにおける議論を踏まえつつ検討・整理

本人確認

- 既存の公的個人認証及び住民基本台帳カードを改良、活用することにより本人確認を行う
- ※民・官、民・民で求められる適切な認証の在り方については今後検討

※情報連携基盤の不具合等発生時の対応を想定した制度設計等に留意が必要

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針概要 ②

— 主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築 —

「番号」で何ができるのか

地方公共団体から提案されている意見も尊重しつつ、引き続き利用場面の拡大を目指して検討を進める

○社会保障分野でできること

- ・高額医療・高額介護合算制度の改善
自己負担の上限に達した場合、立て替え払いをすることなく、今後の医療・介護サービスを受給可能
- ・保険証機能の一元化
券面に番号を記載した1枚のICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証を提示したものとみなす
- ・自己診療情報の活用
医療、介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展
- ・給付可能サービスの行政からの通知
障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報が提供される

等

○年金分野でできること

- ・年金制度的確な運用
基礎年金番号の二重付番や年金手帳の二重交付の防止
- ・確定申告手続の簡略化
確定申告の際に必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる
- ・所得比例年金制度の創設
税務の所得情報を活用した所得比例年金制度を創設するための基盤ができる

等

○医療分野でできること

- ・確定申告手続の簡略化
確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付ないし保存が不要になる

等

○税務分野でできること

- ・所得の過少申告等の防止
効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる
- ・確定申告の際の自己情報の確認
e-Taxで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報等をマイ・ポータル（仮称）で確認することができる
- ・事業者負担の軽減
国と地方にそれぞれ記載事項が共通するものを提出する義務のある一定額以上の給与、年金の支払調書について、電子的な提出先を一か所とする

等

○申請・申告等の負担が軽減できるもの（他の行政機関に出向く必要がなくなるもの）

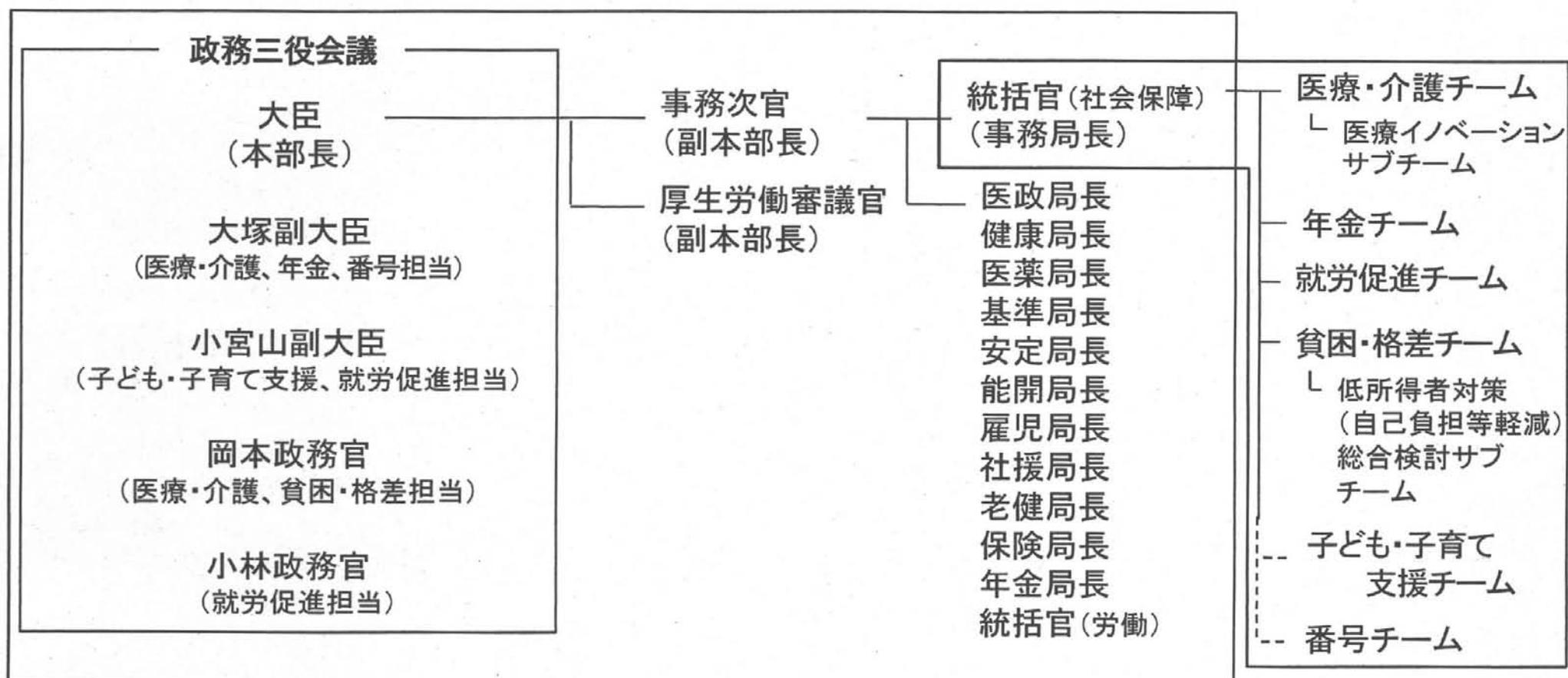
- ・行政機関へ申請・申告等する場合に必要な行政機関が発行する添付書類の省略
 - 給付等の申請
（児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、特別児童扶養手当、障害者福祉手当、特別障害者手当、労災保険の年金給付）
 - 自己負担割合・自己上限負担額の決定
（高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担限度額、高齢者に係る医療保険の自己負担割合、養護老人ホームに係る入所者負担・扶養者負担、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス・補装具等の自己負担、保育所・児童入所施設等の徴収金）
 - 国税・地方税の申告等
（住宅ローン控除、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例、居住用資産を買換えた場合の課税の特例、相続時精算課税の選択に係る届出、事業用資産を買換えた場合の課税の特例）

等

厚生労働省社会保障検討本部

本部

事務局



検討事項（医療・介護チーム、医療イノベーションサブチーム）

- 診療報酬・介護報酬同時改定の基本となる方針を策定する。
 - 上記の基本となる方針の策定に当たって、それと整合的な医療及び介護の提供体制の見直し等の改革案を作成する。その際、以下の課題について、改革の内容、手法等を具体化する。
 - ＜政策課題＞
 - ・ 医療・介護施設の機能分化の推進及び地域における連携体制の構築
 - …病院・病床機能、介護施設機能、医療・介護計画、療養病床の再編の検討を含む。
 - ・ 急性期医療の強化、重点化及び急性期から慢性期への円滑な移行
 - ・ 在宅医療・介護の充実、プライマリケアの明確化
 - …地域包括ケアの具体像の提示を含む。
 - ・ 在宅を支える高齢者向け住宅保障
 - ・ マンパワーの充実確保 等
 - 予防医療、介護予防の具体化
 - ・ 介護予防に関するエビデンスやノウハウの集積、普及 等
 - 医療・介護の効率化方策の具体化
 - ・ IT化の推進 等
 - 上記改革を踏まえた、医療・介護の費用推計
 - ・ 社会保障国民会議試算を推計の基礎とし、改革内容に応じた修正を適切に行う。
 - ・ 必要な給付費から算定されるニーズと実態のギャップに基づき、必要な基盤整備などの投資的経費の試算を行う。
 - ＜サブチームでの検討事項＞
 - 新成長戦略に基づく医療イノベーションの具体化
 - ・ 日本発の医薬品・医療機器、医療技術の研究開発推進
 - ・ 内閣官房における検討と連携して取り組む。
- ※ 上記検討に当たっては、医療・介護分野における雇用拡大等、経済成長とのよい循環を生んでいく観点を踏まえた内容とすること。

検討事項（年金チーム）

- 平成25年に新たな年金制度創設のための法案を提出することに向けて、「7つの基本原則」に沿った超党派による議論を行うための論点の整理
- 新制度に直ちに全面的に切り替わるわけではなく、現在の受給者を中心に現行制度も当面継続することを踏まえた、現行制度の課題についての検討
 - ・ 安定財源を確保した上での基礎年金国庫負担2分の1の実現
 - ・ 働き方、ライフコースの選択に中立な制度設計を目指した調整
 - ・ 最低保障機能の強化などによる高齢者の防貧・救貧機能の強化 等
- 年金記録問題の解決
- 上記改革を踏まえた、年金の費用推計
 - ・ 上記の作業に応じた必要な推計を行う。その際、社会保障国民会議試算を推計の参考とする。

検討事項（就労促進チーム）

- 若年者雇用対策の強化
 - ・ 新卒者支援の強化等
 - ・ フリーター・ニート対策

- 女性の就労促進(女性M字カーブ解消等)
 - ・ ポジティブ・アクションの推進
 - ・ 仕事と家庭の両立支援
 - ・ 多様な働き方の推進

- 高齢者就労促進
 - ・ 65歳までの雇用確保
 - ・ いくつになっても働ける高齢者雇用の促進

- 雇用の質の向上に向けた対策の推進
 - ・ 有期労働契約の在り方の検討
 - ・ パートタイム労働の在り方の検討
 - ・ 派遣労働者の雇用の安定の推進
 - ・ 同一価値労働・同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
 - ・ 雇用形態に中立的な社会保障制度
 - ・ 成長を支える人材育成のための職業訓練の充実強化
 - ・ 最低賃金の引上げに向けた取組

等

検討事項（貧困・格差チーム、低所得者対策（自己負担等軽減）総合検討サブチーム）

- トランポリン型社会の形成に向けたセーフティネット機能の強化
- 総合的な第2のセーフティネット対策の具体化
 - ・ 住宅扶助の見直しも含めた低所得者向け住まい対策
 - ・ 住宅手当制度の見直し
 - ・ パーソナルサポートサービス 等
- 地域コミュニティの再生に向けた取組
 - ・ 社会福祉法人等による地域での見守り活動
 - ・ 民生委員の活動等相談支援体制の確立
- 総合福祉資金貸付の相談体制の強化
- 権利擁護事業の推進
- 生活保護のあり方の見直し
- 上記改革を踏まえた、貧困・格差を把握するための指標の検討
 - ・ EUを参考にした指標の検討
- 上記改革を踏まえた、貧困・格差改善の姿を達成するための政策パッケージを提示し、政策に必要な費用とそれに伴う政策効果（社会コストの削減、雇用創出等）の推計

<サブチームでの検討事項>

- 総合的な低所得者向け医療・福祉サービス等の自己負担軽減策の検討
- 低所得者、失業者等の保険料負担の在り方等の検討

検討事項（子ども・子育て支援チーム）

- 子ども・子育て新システムの実現
- 新システム実現も踏まえた、子ども・子育て施策の費用（平成21年度税制改正法改正附則第104条にいう少子化対策に要する費用）の推計、雇用拡大効果等成長への政策効果の推計

社会保障改革に関する集中検討会議

1. 趣旨

社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくため、内閣総理大臣を議長とし、少数の関係閣僚及び与党幹部と民間有識者からなる会議を政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置する。

2. 役割

- 社会保障・税一体改革に関する重要提案のヒアリング、論点の明確化
- 政府における一体改革検討に関する助言
- 国民的な議論を進めるための環境作り

3. 構成

【幹事委員】

(1) 政府

内閣総理大臣（議長）
社会保障・税一体改革担当大臣（議長補佐）
内閣官房長官、内閣官房副長官
総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国家戦略担当大臣

(2) 与党

仙谷由人 民主党社会保障と税の抜本改革調査会長
亀井亜紀子 国民新党政務調査会長

(3) 各界有識者

【経済界】

成田豊 電通名誉相談役（安心社会実現会議座長）
渡辺捷昭 トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長

【労働界】

古賀伸明 日本労働組合総連合会会長

【学界】

清家篤 慶應義塾長
宮本太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
吉川洋 東京大学大学院経済学研究科教授
（社会保障国民会議座長）

【有識者】

堀田力 さわやか福祉財団理事長
峰崎直樹 内閣官房参与
宮島香澄 日本テレビ解説委員
柳澤伯夫 城西国際大学学長

【委員】

赤石 千衣子 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事
安藤 哲也 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事
岡村 正 日本商工会議所会頭
小川 泰子 社会福祉法人いきいき福祉会専務理事
亀田 信介 医療法人鉄蕉会亀田総合病院院長
駒崎 弘樹 特定非営利活動法人フローレンス代表理事
笹森 清 内閣特別顧問
生水 裕美 野洲市市民部市民生活相談室主査
鈴木 晶子 特定非営利活動法人ユースポート横濱理事

丹生 裕子 県立柏原病院の小児科を守る会代表
中橋 恵美子 特定非営利活動法人わははネット理事長
濱田 邦美 徳島県那賀町日野谷診療所長
藤本 晴枝 特定非営利活動法人地域医療を育てる会理事長
細野 真宏 株式会社アーク・プロモーション代表取締役社長
前田 正子 甲南大学教授
宮本 みち子 放送大学教授
矢崎 義雄 独立行政法人国立病院機構理事長
湯浅 誠 内閣府参与 反貧困ネットワーク事務局長